

令和3年度 第6回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時： 令和4年3月11日（金）14：00～15：45

場 所： 本部棟5階 大会議室（対面及び Web 会議）

出席者： 大西議長、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、丸橋委員（法文学部長）、磯村委員（人間科学部長）、鬼形委員（医学部長）、伊藤委員（総合理工学部長）、川向委員（生物資源科学部長）

欠席者： 鬼形委員（医学部長）

オブザーバー： 千家監事

陪席者： 長澤理事、総務課長、総務課係長

議題

1. 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則等の改正について

●学長選考等規則（改正案）

- ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- ・第15条の2（職務執行状況の報告）を新設する。

議長及び事務局から学長選考等規則の一部改正について説明があり、審議の結果、異議なく議決された。

●学長選考会議規則（改正案）

- ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- ・第2条（組織）第2項を削除する。
- ・第2条第1項第2号の号ずれを修正する。（第7号→第8号）
- ・第2条第3項の条ずれを修正する。（第9条→第8条）

議長及び事務局から学長選考会議規則の一部改正について説明があった。

続けて議長から第2条（組織）に関して、島根大学の学長選考会議は教育研究評議会から選出された委員である学部長と経営協議会外部委員から選出された委員により構成されており、法律上は可能であった学長及び理事を学長選考会議委員に加えてこなかったという法人化以降一貫した委員の構成があり、これを尊重した改正案としていることについて説明があった。

委員から、法人法の改正により、学長選考会議の委員に理事を加えるかどうかを決定する主体が学長選考会議から教育研究評議会にシフトすることになり、学長選考会議の権限の及ばないところで理事が選ばれる可能性が新たに発生することについて、この意味合いを理解したうえでの判断が必要ではないかとの意見があった。

議長から、国立大学法人ガバナンス・コードにおいて学長選考会議の公平性や独立性、公正性を担保する観点から学長は入るべきではないということが書かれており、その流れを受けて法改正がなさ

れたと理解しているとの説明があった。

委員から、法人法の改正により学長を委員の対象から除外する一方で教育研究評議会が選出した場合に理事を委員に加えることが出来ることとした趣旨について、大学の執行部の状況がわかる理事が委員に加わることでより議論を深めることができるということが考えられるため、大学での様々な実情を考慮して理事が委員に加わる事が出来る道を残すこととしたのではないかとの意見があった。

委員2名から、理事については法人法の改正に合わせて教育研究評議会での選出対象とし、様々な可能性を考慮して理事が委員に加わる事が出来る余地を残す方が良いのではないかとの意見があった。

議長から、理事を教育研究評議会での選出対象にすると「常勤の理事」5名全員が選ばれる可能性があるため、そのことも踏まえて選出対象から理事を除外した改正案としているとの説明があった。

委員2名から、過去に、理事にオブザーバーとして会議に参加してもらい、その際理事の意見が役立ったことがあったとの発言があった。

議長から、必要に応じて理事や弁護士に委員ではなくオブザーバーとして会議に参加いただき意見を聞くことは可能と考えられるとの説明があった。

委員から、教育研究評議会での選出対象に理事を含めると、これまで慣例で選ばれてきた学部長6名の内から誰かを外して理事を入れるという選択が可能となるがそれには違和感を覚えるとの意見があった。また、教育研究評議会が選出する委員の人数に制限はないのかとの質問があった。

事務局から、人数に制限はなく、経営協議会の学外委員及び教育研究評議会の委員各同数により構成することが定められているとの報告があった。

委員から、本学においては学部長が学長選考会議委員に選出されているが、本来はより幅広く評議員の中から委員を選出すべきであるし、今後学部が増えたときに現状の6名のままでは学部長全員を選出できなくなるのではないかと、また、法人法の改正内容から見て教育研究評議会が選出する委員から理事を除外する理由の方が説明が難しいと考えるとの意見があった。

委員から、理事を選出対象に加えることで教育研究評議会において理事を選出すべきという動機付けが働くかもしれず、これまで学部長が選ばれてきたこととの関係性が心配される。教育研究評議会において議論を積み上げていくことも必要ではないかとの意見があった。

議長から、誰を委員に選出するかは教育研究評議会の権限であり学長選考会議が干渉することはできないが、選出対象者のカテゴリーを制約する部分は学長選考会議規則で定めているため、教育研究

評議会が選出する対象者の枠組を学長選考会議で規定することができるという解釈が今まで成り立ってきたのではないかと考えるとの説明があった。

委員から、本学が過去に理事を委員に加えたことがないのであれば改正案で進めてはどうかとの意見があった。

委員から、改正案は委員の選出対象に理事を加えていないため、理事を加えないという判断をしたという意味と、理事を加えるか加えないかを継続審議として今後必要があれば加える可能性を残したという両方の意味が発生すると考えられるため、改正案に賛成する場合にどちらかを決めなくてよいという意味で賛成してはどうかとの意見があった。

議長から、学長選考会議規則は学長選考会議の権限で常に改正は可能であり、将来不都合が出たり他の意見が出たりした場合に規則を再検討することはあり得るとの説明があった。

委員3名から、これまで理事が委員に加わってこなかったという事実もあるため、当面は理事を選出対象に加えない改正案でひとまず決定しておき、必要があれば再度検討するのが良いのではないかと意見があった。

議長から、今後も委員の構成について検討する機会はあるため、この問題を引き続き取り扱うことをここで確認しておけば継続的な議論の対象になると考えるとの発言があった。

委員から、委員の構成について色々な不安があるということであれば改正案で良いと考えるとの発言があった。

委員から、関係者の理解を深めたうえで再度見直すことを前提として改正案に賛成すると発言があった。

議長から、法人法の改正に伴う問題についての学内の議論の動向などを踏まえて再度検討する機会を設けることを前提として改正案の通り改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく議決された。

●学長選考会議の運営に関する細則（改正案）

- ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- ・別紙様式の元号を削除する。

●学長選考等に関する意向調査細則（改正案）

- ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。

●学長の業績評価の実施に関する申合せ（改正案）

- ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- 学長選考等に係る様式等に関する申合せ（改正案）
 - ・学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
 - ・別紙様式第4号の欄外に、学長選考等規則第8条（学長候補適任者の推薦）の改正（R4.1.27）に伴い必要となる読み替えについて記載する。
 - ・別紙様式1、2及び9の字句を修正する。（学長選考規則→学長選考等規則）

議長及び事務局から学長選考会議の運営に関する細則、学長選考等に関する意向調査細則、学長の業績評価の実施に関する申合せ及び学長選考等に係る様式等に関する申合せの一部改正について説明があり、審議の結果、異議なく議決された。